

射水市地域防災計画の修正概要（案）について

1 趣 旨

令和6年能登半島地震対応検証委員会で取りまとめた「能登半島地震で顕在化した課題」及び富山県地域防災計画の修正を踏まえ、今年度、本市地域防災計画の修正を行う予定であり、その修正概要（案）についてまとめたもの

2 主な修正内容（案）

（1）能登半島地震対応検証委員会を踏まえた修正

①住民の避難行動

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
津波リスクの理解・周知	津波警報発表時には、地域の実情に合わせて適切な避難を実施する必要がある。	1-12-② 海拔表示看板の拡充による防災意識の向上	海拔や津波の浸水深を記した看板を設置し、住民の防災意識の向上を図ることを追記 (新旧対照表 P31)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第12節 避難対策の確立
		1-12-① 津波ハザードマップに渋滞が想定される箇所を明示	ハザードマップに能登半島地震の人流分析を踏まえ、想定される範囲の渋滞箇所を可視化し、車での避難を抑制することを追記 (新旧対照表 P29)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第12節 避難対策の確立
避難方法・手段		1-12-① 自動車による避難ガイドラインの作成について記載	やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合の指針となるガイドラインを作成することを追記(新旧対照表 P30)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第12節 避難対策の確立
地域防災力の強化		1-17-② 地区防災計画策定に向けた推進方法について記載	自主防災組織が地区防災計画の策定し、地域防災力の向上を図るうえで、市は計画作成の手引きや防災士をアドバイザーとして派遣する制度等を活用し、支援することを追記(新旧対照表 P36)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第17節 自主防災組織等の育成・強化

②避難所開設・運営

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
避難所開設・運営の円滑化	職員による避難所の開設前に避難者が避難所に到着した場合でも、円滑に避難所を開設ができる環境を整備する必要がある。	2-11-① 地震解錠ボックスの設置や運用方法を共有 2-11-① ファーストミッションボックス（避難所開設・運営の手順等をまとめたもの）を設置	避難者が避難所開設担当職員や施設管理者より避難所へ早く到着した場合、自ら解錠ができるよう、地震解錠ボックスや避難所初動運営キットを設置し、訓練を通じて手順等の習熟を図ることを追記(新旧対照表 P49-P50)	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難所の開設・運営
	避難者の人数把握、円滑な支援につながる効率的な手法を検討する必要がある。	1-11-④ 避難所における人数把握、円滑な被災者支援のためのデジタル技術を活用したシステムを導入	県の実証事業や先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めることを追記(新旧対照表 P28)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第11節 避難所の整備
	女性の視点を取り入れて、快適で安全な避難所運営を行う必要がある。	2-11-③ 女性のプライバシーの配慮など地域の実情を踏まえた避難所の運営方針を検討	避難所の運営における女性の参画を推進し、女性の視点に配慮することに加え、女性のプライバシーや子育て家庭のニーズに配慮した専用スペースの確保や動線配置などについて避難所ごとに地域の事情に応じて事前に決めておくことを追記 (新旧対照表 P51)	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難所の開設・運営

③災害対策本部の運営

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
職員の参集基準の見直し	迅速な災害対応に向け、必要な職員数を発災初期から確保する必要がある。	2-1-② 非常配備の種別の見直し	震度5強以上の地震が発生したとき、「第2次非常配備（係長以上）」から「第3次非常配備（全職員）」へ職員参集基準を変更（新旧対照表P39） ※上記に伴い、災害対策本部の自動設置基準を変更	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織体制の確立
災害対策本部体制の見直し	災害対策本部の各担当班は分掌事務に基づき、自律的に行動する必要がある。	1-5-② 災害対策本部体制の強化・充実	職員参集訓練や災害対策本部設置訓練を実施し、初動体制の習熟を図ることに加え、各担当班の役割を明確にし、災害状況の変化に応じて的確な支援活動が行えるよう体制の強化・充実を図ることを追記（新旧対照表P19）	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 組織体制の整備

④関係機関との連携、受援体制

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
関係機関との連携・受援の円滑化	応援職員を円滑に受け入れるため、関係機関との連携に関する作業効率の向上、職員の負担軽減を図る必要がある。	1-7-③ 被災者生活再建支援システムの導入について記載	応援要請・受入れが円滑に行えるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化することに加え、被災者再建支援システムを導入し、人員の負担軽減及び業務の円滑化を図ることを追記（新旧対照表P24）	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第7節 相互応援体制の整備
		1-7-④ 日頃から意見交換や訓練等を通じた受援体制の確認	応援職員等を迅速・的確に受け入れるためマニュアル等を整備することに加え、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平時からの連携強化に取り組むことを追記（新旧対照表P24-P25）	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第7節 相互応援体制の整備

「地震・津波災害対策編」に準じるその他の災害対策編についても同様の見直しを図る。

(2) 富山県地域防災計画にあわせた修正

区分	修正概要	該当箇所
県と市町村・関係機関の連携強化	応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡調整窓口、連絡方法等を取り決めておくことに加え、災害発生時、県及び関係機関からリエゾンが派遣されるため、円滑な連携に向け、平時から訓練やリエゾンを通じた情報共有方法の確認等を実施することを追記(新旧対照表 P24)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第7節 相互応援体制の整備
自主防災組織・防災士の災害対応力向上	地域の防災リーダーとして、防災士を養成することに加え、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図ることを追記(新旧対照表 P35)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第17節 自主防災組織等の育成・強化
デジタル技術の活用	物資の備蓄状況については、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することを追記(新旧対照表 P31)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備
	新総合防災情報システム（S O B O -W E B）等を活用して、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等から、情報を収集することを追記(新旧対照表 P47)	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 被害情報の収集・伝達・共有
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者に対して、地区防災計画及び個別避難計画に基づき一体的に支援することに加え、実践的な避難訓練を福祉施設等と連携して継続的に実施し、支援に関わる関係者との協働体制を構築に努めることを追記(新旧対照表 P30,37)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第18節 要配慮者の安全確保

「地震・津波災害対策編」に準じるその他の災害対策編についても同様の見直しを図る。